

11/16/2006  
Ver. 2.00

## 「環境マネジメントシステム」 という考え方

日時：  
教室：

### 第六回講義

# 歴史的な流れⅡ

## －環境監査の導入

†:このマークが付してある著作物は、第三者が有する著作物ですので、同著作物の再使用、同著作物の二次的著作物の創作等については、著作権者より直接使用許諾を得る必要があります。

北海道大学公共政策大学院  
倉田 健児  
kurata@hops.hokudai.ac.jp

# 監査とは何か－会計監査を例に

「経済的な活動及び事象に関する主張について、これらの主張と確立されている基準との間での一致の程度を確かめるために、証拠を客観的に入手して評価を行うとともに、その結果を利害関係者に伝える体系的な手順」

Committee on Basic Auditing Concepts(1973), *A Statement of Basic Auditing Concepts (Studies in Accounting Research No.6)*, American Accounting Association p.2

# 会計監査の歴史

- 監査という行為は人々の種々の活動に付随して実施
  - 近代的な会計監査制度の確立以前から
  - 古代バビロニア帝国において、税の徴収の監査が既に実施されていた
- 貨幣経済の発達とともに監査行為は広く一般化
  - 監査手法も精緻化

# 近代的な会計監査の制度化

- 1844年のイギリスで会社登記法が制定
  - 会社の取締役「完全かつ真実」な貸借対照表の作成を義務付け
  - 年次総会において、選任された監査役による貸借対照表の監査を強制
- 1890年の日本で商法が制定
  - 株主総会が監査役を選任
  - 監査役は企業の業務及び財務諸表の監査を行う旨規定

# 基本は内部統制のため

- 金銭の扱いは、組織経営の観点から最も重要なこと
- この実現のために監査という手法が生まれた
- この意味において会計監査とは、本来的には組織内での**内部統制の手法**
- 法律によって制度化された監査役による監査も、それ以前の組織の主による内部統制のための監査と**本質的な意味では同様**

# 初期の環境監査

- 1970年代に入ると、組織内部での環境監査の実施が組織マネジメントの一つとして有効であるとの認識が、民間企業において広がってきた
- ここでいう環境監査とは、この当時、主として企業が、事業の実施に際して求められる種々の環境関係法令の遵守状況を自らチェックする行為として理解され、また、実施された

# 会計監査と環境監査

## 会計監査

- 事業は利益をあげているのか
- それとも損失が生じているのか
- 会計上、不正行為はなされていないのか
- 企業経営にとって不可避の内部統制行為

## 環境監査

- 環境法令は、きちんと遵守されているのか
- 環境法令違反による罰則の賦課の回避という自らの利益の追求
- すなわち自らの利益確保のための環境に関する内部統制行為

経営者が組織の利益を図るために行う監査として、  
両監査は企業経営上は同様の位置付け

# 環境監査の必要性の高まり

- 現行の環境法令を遵守しても、法令遵守した現在の企業行動が将来的に何らかのリスクをもたらす
- 環境的側面からの将来的な損失発生リスクが、ある時期からアメリカでの**企業経営にとって無視できない大きさ**にまで顕在化

著作権処理の都合で、  
この場所に挿入されていた  
『Love canalの写真』を省略させていただきます。

写真出所：  
<http://biology.kenyon.edu/slonec/bio3/2001projects/Superfundkanis/historylovecanal.html>



# ラブカナル



制限資料

写真出所: <http://rochesternet.com/rides/lovecanal/index2.htm>

Photo used by permission of James Montanus (www.rochesternet.com)

# スーパーファンド法の適用対象

- 過去の合法的な行為に起因する汚染の行為者に対しても浄化責任
- 有害物質が廃棄された時点の所有者もしくはは管理者に加え、現時点での所有者もしくはは管理者にも浄化責任
  - 金融機関も浄化責任を負う可能性
- 浄化責任に過失の有無を問わない厳格責任主義
- 浄化責任を有する誰もが浄化の全ての責任を負う連帯責任主義

# 環境監査の普及

- スーパーファンド法の制定以降、企業は新たな工場用地の取得や他企業の買収に際して、
- 金融機関は企業への投資や融資に際して、
- 将来のスーパーファンド法上の浄化責任に関する事前の十分な審査を行うこと不可欠に

将来における「環境リスク」の防止の観点から、  
こうした審査「環境監査」の実施が普及

# 会計監査の「進化」－社会との関わり

- 1929年、株式は大暴落、大恐慌が発生
- 1932年、アメリカ議会上院銀行通貨委員会の調査開始
  - 目論見書に開示されている財務情報の貧弱さ
  - 不実記載
  - 役員の利用した秘密情報の悪用
- 1933年に証券法が、また、1934年には証券取引所法が制定
  - 有価証券を発行しようとする者、また、有価証券を証券取引所に登録しようとする者は、会計士による監査を経た財務諸表の証券取引委員会への提出
  - 一般への情報の開示

**内部情報の外部への提供が義務付け**

# 環境マネジメントシステム監査の登場

- 環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001では、
  - 採用する環境マネジメントシステムがISO14001に適合しているか否かの監査の外部機関による実施が事実上想定
  - 定められた基準、この場合であればISO14001であるが、への第三者機関による適合性評価

# 環境マネジメントシステム監査の捉え方

- 企業が発生させる環境影響と影響発生に対する企業の姿勢への社会の関心の増大
- この関心の増大に対する企業の対応が環境マネジメントシステムシステム監査
- 環境に対する企業の姿勢の適切性の、外部社会との関係においての検証

環境監査も「進化」

自らの利益のためでなく、外部社会との関係において求められる監査



# 「環境監査」の意味を考えるー1

- 1960年代以降の環境運動の盛り上がりの中で環境関連の法規制が多数策定
- そうした中、環境監査は政府機関、民間企業を問わず導入され、社会的に普及
- その過程では社会自身も、このような動きを強く後押し

# 「環境監査」の意味を考えるー2

- 環境監査は、**組織内における内部統制**、すなわちマネジメントシステムとして導入
- その目的は、法令違反、事故の発生などにより被るかもしれない損失の未然の防止
- また、環境問題に対して熱心でないとして社会から思われることで被るかもしれない損失の未然の防止



# 「環境監査」の意味を考えるー3

- 環境マネジメントシステムとは環境に関した組織のマネジメントシステム
- とすれば、環境監査の実施は、まぎれもなく環境マネジメントシステムの実現
- 環境監査は、その行為の性格においては、**環境マネジメントシステムの原型として理解**

# 誰のためのリスクか

## 従来の環境監査

- 環境法令を遵守しないことで罰則を科され損失を被るリスク
- 企業は、このリスクの回避を目的に環境監査を実施
- 回避したいリスクは企業自らにとってのリスク

自らにとってのリスク

## 環境マネジメントシステム監査

- 地球環境問題の顕在化
- 社会自身が問題解決に向け大きな役割を担う
- 社会の大きな構成要素である企業に対しても積極的な取り組みを求めた

地球環境のリスク

# インド、ボパールでの事故



制限資料

写真出所: <http://www.spinelessbooks.com/dow/bc.html>

写真出所:

<http://www.tcnj.edu/~rgraham/failures/UCBhopal.html>

著作権処理の都合で、  
この場所に挿入されていた  
写真を省略させていただきます。

# 事故の影響

- ユニオンカーバイド社インド子会社の農薬製造工場では有毒ガスが漏洩、周辺住民数千人が死亡
- 危険物を扱っている化学工場の周辺住民の不安感は増大
- こうした事故が発生することのない厳格な管理体制構築の求め
- このような状況の中で、管理体制が機能しているか否かの監査手法の開発、実施が加速